

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 病院局

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	67.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	58.8%
全職員	60.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	47.5%
本庁課長相当職	100.9%
本庁課長補佐相当職	—
本庁係長相当職	99.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	103.4%
31～35年	94.0%
26～30年	65.9%
21～25年	60.5%
16～20年	82.4%
11～15年	69.0%
6～10年	65.1%
1～5年	59.2%

【説明欄】

- ・2(1) 本庁課長補佐相当職については該当する職員が存在しないため公表しない。
- ・給与水準が高い医師および歯科医師について、男性の人数割合が82.0%となっている。
- ・「本庁部局長・次長相当職」においては、男性医師の割合が高く、管理職手当、地域手当、初任給調整手当の男性支給割合がそれぞれ、80%、100%、100%となっており、差異の大きくなる要因の一つとなっている。
- ・勤続年数06～10年においては、管理職手当、地域手当、初任給調整手当の男性支給割合がすべて100%であり、差異の要因の一つとなっている。

- * 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。